

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	令和3年度		令和4年度	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員資本の額	6,532,161		6,944,264	
うち、出資金及び資本準備金の額	3,756,073		3,696,076	
うち、再評価積立金の額				
うち、利益剰余金の額	2,924,972		3,382,920	
うち、外部流出予定額(△)	36,286		35,802	
うち、上記以外に該当するものの額	112,597		98,929	
うち、優先出資申込証拠金の額				
うち、処分未済持分の額(△)	112,597		98,929	
うち、自己優先出資申込証拠金の額				
うち、自己優先出資の額(△)				
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	111,464		113,708	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	111,464		113,708	
うち、適格引当金コア資本算入額				
適格旧資本調達手段のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
うち、回転出資金の額	-		-	
うち、上記以外に該当するものの額				
うち、負債性資本調達手段の額				
うち、期限付劣後債務及び期限付優先出資の額				
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	139,816		67,074	
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	6,783,442		7,125,047	

V 自己資本の充実の状況

(単位：千円、％)

コア資本に係る調整項目	令和3年度		令和4年度	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	514		12,658	
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	514		12,658	
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
適格引当金不足額				
証券化取引により増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額				
特定項目に係る十パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る十五パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	514		12,658	
自己資本				
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	6,782,927		7,112,389	
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	60,794,989		57,418,296	
資産（オン・バランス）項目	60,746,081		57,379,825	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	1,553,513		1,490,539	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー				
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	1,553,513		1,490,539	
うち、上記以外に該当するものの額				
オフ・バランス項目	48,907		38,471	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	4,442,386		4,586,549	
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	65,237,375		62,004,845	
自己資本比率				
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	10.39 %		11.47 %	

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAは有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

		令和3年度			令和4年度		
信用リスクアセット		エクスポージャー の期末残高	リスクアセット a	所要 自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスクアセット a	所要 自己資本額 b=a×4%
現金		975	—	—	1,098	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け		5,527	—	—	9,465	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け		—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け		2,585	—	—	3,161	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け		—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け		—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け		—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け		1,402	—	—	—	—	—
地方三公社向け		—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け		76,446	15,289	612	74,642	14,928	598
法人等向け		445	418	16	488	412	16
中小企業等向け及び個人向け		2,296	1,546	62	2,100	1,428	57
抵当権付住宅ローン		20,046	6,991	280	20,815	4,710	188
不動産取得等事業向け		—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等		212	101	4	230	89	3
取立未済手形		10	2	0	—	—	0
信用保証協会等保証付		3,210	314	12	3,435	335	13
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		—	—	—	—	—	—
共済約款貸付		—	—	—	—	—	—
出資等		—	—	—	—	—	—
（うち出資等のエクスポージャー）		—	—	—	—	—	—
（うち重要な出資のエクスポージャー）		—	—	—	—	—	—
上記以外		—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）		—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエク スポージャー）		6,567	16,417	657	6,567	16,417	657
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）		—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等 に係るその他外部 T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー）		—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関 等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段のうち、その他外部 T L A C 関連調達 手段に係る 5 % 基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）		—	—	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）		18,260	18,163	727	17,717	17,609	704
証券化		—	—	—	—	—	—
（うち S T C 要件適用分）		—	—	—	—	—	—
（うち非 S T C 要件適用分）		—	—	—	—	—	—
再証券化		—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		—	—	—	—	—	—
（うちルックスルー方式）		—	—	—	—	—	—
（うちマンドート方式）		—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式（250%））		—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式（400%））		—	—	—	—	—	—
（うちフォールバック方式）		—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		—	1,554	62	—	1,490	60
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置により リスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）		—	—	—	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー別計		—	—	—	—	—	—
C V A リスク相当額 ÷ 8 %		—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー		—	—	—	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）		137,981	60,795	2,432	139,718	57,418	2,296

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフバランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。

② オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及び基礎的手法の額 (単位：百万円)

令和3年度		令和4年度	
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$
4,442	178	4,586	183

(注) 当J Aでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

(単位：百万円)

令和3年度		令和4年度	
リスク・アセット (分母) 合計 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$	リスク・アセット (分母) 合計 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$
65,237	2,609	62,004	2,480

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当J Aでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する各付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付けは使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&Pグローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本比率額を算出するために必要な掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関エクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）
及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		令和3年度				令和4年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー
地域別	国内	126,453	36,393	6,929	212	128,354	37,649	9,464	230
	国外	—	—	—	—	—	—	—	—
	地域別残高計	126,453	36,393	6,929	212	128,354	37,649	9,464	230
業種別	農業	165	139	—	18	160	143	—	12
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	3	3	—	—	3	3	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	1,402	—	1,402	—	—	—	—	—
	金融・保険業	77,163	707	—	—	75,348	706	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	327	327	—	—	369	369	—	—
	日本国政府・地方公共団体	7,466	1,939	5,527	—	11,823	2,358	9,464	—
	上記以外	6,605	736	—	—	6,753	888	—	—
	個人	33,322	32,542	—	194	33,898	33,182	—	218
	その他	11,528	—	—	—	11,363	—	—	—
業種別残高計		137,981	36,393	6,929	212	139,717	37,649	9,464	230
残存期間別	1年以下	73,186	238	1,402		72,344	238	604	
	1年超3年以下	1,489	884	604		800	799	—	
	3年超5年以下	1,532	1,522	10		1,614	1,604	10	
	5年超7年以下	1,633	1,633	—		1,642	1,642	—	
	7年超10年以下	4,429	2,504	1,925		4,188	2,265	1,922	
	10年超	32,296	29,308	2,988		37,677	30,749	6,928	
	期限の定めのないもの	23,416	304	—		21,452	352	—	
残存期間別残高計		137,981	36,393	6,929		139,717	37,649	9,464	

- （注）1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残高も含めています。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和3年度					令和4年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	112	111	—	112	111	113	113	—	113	113
個別貸倒引当金	217	209	—	217	209	209	209	—	209	209

(注) 令和4年度の一般貸倒引当金の期首残高には、(株)ジェイエイ仙南サービスの2,336千円が加算されています。

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分		令和３年度						令和４年度					
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
法人	国内	217	209	－	217	209		209	209	－	209	209	
	農業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	林業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	水産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	製造業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	鉱業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	建設・不動産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	運輸・通信業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	金融・保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	卸売・小売・ 飲食・サービス業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	その他	4	12	－	4	12	－	12	15	－	12	15	－
	個人	212	197	－	212	197	－	197	194	－	197	194	－
業種別計		217	209	－	217	209	－	209	209	－	209	209	－

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和3年度	令和4年度
信用リスク削減効果 勘案後残高	リスク・ウェイト0%	9,087	13,724
	リスク・ウェイト2%	—	—
	リスク・ウェイト4%	—	—
	リスク・ウェイト10%	4,613	3,435
	リスク・ウェイト20%	76,456	74,643
	リスク・ウェイト35%	20,046	20,815
	リスク・ウェイト50%	144	136
	リスク・ウェイト75%	2,296	2,100
	リスク・ウェイト100%	20,276	19,744
	リスク・ウェイト150%	50	44
	リスク・ウェイト200%	—	—
	リスク・ウェイト250%	6,567	6,567
	その他	—	13
リスク・ウェイト1250%		—	—
合 計		139,535	141,221

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

◆ 適格金融資産担保付取引

エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

◆ 保証

被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

◆ 貸出金と自組合貯金の相殺

- ①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること。
- ②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること。
- ③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること。
- ④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること。

上記①～④の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	1,402	－	－
地方三公社向け	－	－	－	－
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	－	－	－	－
法人等向け	25	－	25	－
中小企業等向け及び個人向け	3	9	2	8
抵当権付住宅ローン	－	－	－	17,148
不動産取得等事業向け	－	－	－	－
三月以上延滞等	－	－	－	35
証券化	－	－	－	－
中央清算機関関連	－	－	－	－
上記以外	－	－	－	－
合 計	28	1,411	27	17,191

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとして貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 当JAでは「クレジット・デリバティブ」について、該当する取引はありません。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを①その他有価証券、②系統および系統外出資に区分して管理しています。

①その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された取引方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

②系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。②系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非上場	6,796	6,796	6,707	6,707
合 計	6,796	6,796	6,707	6,707

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する取引はありません。

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

該当する取引はありません。

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (関連会社株式の評価損益等)

該当する取引はありません。

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

9. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当J Aでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◆リスク管理の方針および手続の概要

①リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当J Aでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

②リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当J Aは、ALM委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

③金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

◆金利リスクの算定手法の概要

当J Aでは、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、ステイプ化の3シナリオによる金利ショック（通.貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

①流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.251年です。

②流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

③流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

④固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

⑤複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

⑥スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。

なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

⑦内部モデルの使用等、△ EVEおよび△ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

⑧計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◆△ EVEおよび△ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

①金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

②金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる△ EVEおよび△ NIIと大きく異なる点）

特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
1	上方パラレルシフト	448	961	29	17
2	下方パラレルシフト	0	0	0	6
3	ス テ ィ ー プ 化	772	1,283		
4	フ ラ ッ ト 化	0	0		
5	短 期 金 利 上 昇	0	0		
6	短 期 金 利 低 下	16	116		
7	最 大 値	772	1,283	29	17
		令和3年度		令和4年度	
8	自 己 資 本 の 額	6,782		7,112	

- (注) 1. 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものです。
2. 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものです。
3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックのことです。
4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックのことです。
5. 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックのことです。
6. 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックのことです。
7. 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックのことです。
8. 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックのことです。